

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 8 号

個人情報保護条例の一部を改正する条例

個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者をいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定は、<u>実施機関の職員又は職員であつた者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務については、適用しない。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、<u>公安委員会、警察本部長</u>、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業の管理者をいう。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定は、<u>次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>実施機関の職員又は職員であつた者に係る人事、給与、福利厚生その他職員の職務に関する個人情報取扱事務</u></p> <p>(2) <u>犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務（実施機関が公安委員会又は警察本部長（以下「公安委員会等」という。）である場合に限る。）</u></p> <p>4 <u>第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、公安委員会等は、第 1 項第 5 号の記録項目の一部若しくは同項第 7 号から第 9 号までに掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項の全部若しくは一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。</u></p> <p>5 [略]</p>

(収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、収集しなければならない。ただし、公安委員会等が犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）を目的として収集するときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(6) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として収集するとき。

(7) [略]

(8) [略]

4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として収集するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) [略]

(6) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として利用し、又は提供する場合であって、利用し、又は提供することに相当の理由があると認められるとき。

(6) [略]

2 [略]

(オンライン結合による提供の制限)

第6条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報^をを随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、前条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するとき、その他審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(個人情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(6)・(7) [略]

(開示請求に対する措置)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、当該個人情報を取り扱う目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

(7) [略]

2 [略]

(オンライン結合による提供の制限)

第6条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報^をを随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 公安委員会等が犯罪の予防等を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(個人情報の開示義務)

第12条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6)・(7) [略]

(開示請求に対する措置)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、当該個人情報を取り扱う目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、

2 [略]

(設置)

第 65 条 第 4 条第 2 項第 7 号及び第 3 項ただし書、
第 5 条第 1 項第 6 号、第 6 条ただし書並びに第 44
条第 3 項の規定により実施機関の諮問に応じて調査審議するため、岩手県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 [略]

第 77 条 県が設立した地方独立行政法人は、この条例（第 3 章を除く。）の規定の適用については、実施機関とみなす。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	
<u>第 3 条第 3 項</u>	[略]
[略]	

第 4 条第 1 項ただし書に該当する場合における当該個人情報を取り扱う目的については、この限りでない。

2 [略]

(設置)

第 65 条 第 4 条第 3 項第 8 号及び第 4 項第 3 号、第 5 条第 1 項第 7 号、第 6 条第 5 号並びに第 44 条第 3 項の規定により実施機関の諮問に応じて調査審議するため、岩手県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 [略]

第 77 条 県が設立した地方独立行政法人は、この条例（第 3 章を除く。）の規定の適用については、実施機関とみなす。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	
<u>第 3 条第 3 項第 1 号</u>	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第 10 条第 1 項の規定に基づきされた請求については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に公安委員会又は警察本部長（以下「公安委員会等」という。）において行われているこの条例による改正後の第 3 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務に係る同条第 2 項の規定の適用については、同項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについて、個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 8 号）の施行後遅滞なく」とする。

4 公安委員会等は、この条例による改正後の個人情報保護条例の規定により岩手県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならないこととされている事項については、この条例の施行前においても、岩手県個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

(岩手県警察本部組織条例の一部改正)

5 岩手県警察本部組織条例（昭和 29 年岩手県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)
第 3 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。	第 3 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 警務部

ア～ク [略]

ケ [略]

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

(2)～(5) [略]

(1) 警務部

ア～ク [略]

ケ 個人情報の保護に関すること。

コ [略]

サ [略]

シ [略]

ス [略]

セ [略]

ソ [略]

タ [略]

チ [略]

ツ [略]

テ [略]

ト [略]

(2)～(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。